

訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「契約局長」の下に「、県民スポーツ文化局長」を加え、「、スポーツ局長」を削り、「食品安全局長」を「健康政策局長、医療政策局長、食品衛生安全局長」に改め、「行政監察幹」の下に「、地域エネルギー企画幹、医療政策幹、ワクチン対策幹」を、「経済対策幹」の下に「、産業基盤対策幹」を加え、同項第六号中「行政監察幹」の下に「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を、「経済対策幹」の下に「、産業基盤対策幹」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。